

国東市学校組織力向上計画(令和2年度版)

「学校組織力向上計画」は、他のアクションプランの基盤として、「芯の通った学校組織」推進プラン〔第3ステージ〕に基づき、市町村教育委員会で行う取組を明確にするもの。
各項では、管内全体に対し継続して行う重点的取組に加えて、新たに行う取組を併せて記載願います。

1 学校マネジメントの深化の取組

◆学校マネジメントにおける課題について

児童生徒の喫緊の課題を踏まえて重点目標を設定するとともに、「誰が」「何を」「どのくらいの頻度で」等の内容を書き込んだ取組指標や短期の検証・改善が可能な達成指標の設定が進んでいる。

一方、何のために重点目標を設定し学校組織を挙げて取り組むのかという目的の共有が図れていない場合や「学校評価の4点セット」の設定にあたり、多くの教職員の考えが十分反映されていない場合もある。また、達成指標が現状を考慮した上での設定になっていないため、高すぎたり低すぎたりしている場合や、取組指標の内容によっては取組が十分できたとしても重点目標の達成には繋がりにくい場合がある。現状より少し高い達成指標を設定し、達成に繋がる取組指標を設定する必要がある。

◆深化のための取組(各取組の先頭に①などの○囲み数字を付加)

(1)教育目標や重点目標等の設定に関する充実策

重点目標等の設定にあたって、以下の3つの視点を示す。

- ①児童生徒の複数の課題の中から、喫緊の課題を1つないし2つに絞り込み、重点目標を設定する。
- ②多くの教職員の考えや思いを十分反映した「学校評価の4点セット」を設定する。
- ③重点目標・重点的取組の目的(何のために重点目標の達成を目指すのか、何のために取り組むのか)を明確にし全職員で共有する。

(2)検証・改善サイクルに関する充実策

検証・改善サイクルが機能するよう、以下の3つの視点を示す。

- ①児童生徒の学年ごとの実態を考慮した上で「年間の達成指標」と「学期ごとの達成指標」を設定する。
- ②達成指標に到達できる効果的な重点的取組・取組指標を位置付け、成果が出なかった場合は重点的取組・取組指標を見直す。
- ③年度末に次年度の「学校評価の4点セット」(案)を設定する。

(3)カリキュラム・マネジメント推進のための支援策

以下の3つの観点に関する好事例について、教務主任会議または地区教育研究会総則部会で出し合い、他校の事例を参考に作る機会を作る。

- ①学校の教育目標を踏まえ、学校行事を含めた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

(4)主任等を効果的に機能させるための支援策

主任等が効果的に機能するため、以下の3つの視点を示す。

- ①主要主任等を各プロジェクトのリーダー及び学年部(学年)のリーダーに位置付ける。
- ②目標管理の自己目標設定段階や管理職との面談前に、学年部(学年)等のチームの中でお互いの目標管理シートを出し合い若手教職員等へ助言を行う。
- ③校長から主要主任等へ、重点目標の達成に繋がる年間を通したミッションを

(5)その他の支援策

- ①「学校評価の4点セット」等の設定について確認するため、5月に教育長と学校教育課長が学校訪問を行う。
- ②「学校評価の4点セット」等の進捗状況を確認するため、9月に教育長と学校教育課長が校長面談を行う。
- ③「学校評価の4点セット」等の進捗状況を確認するため、2月に教育長と学校教育課長が校長面談を行う。
- ④教育長ミッションとして、校長・教頭それぞれ、特定の職員に対して年間を通して人材育成を図る取組を促す。

2 「チーム学校」推進の取組

◆「チーム学校」推進における課題について

SC・SSW等の専門スタッフと連携し、個人面談を実施したり、ケース会議を行ったり、専門性に基づくチーム体制の構築が進んできている。また、教育相談コーディネーターを中心に、生徒指導上の諸問題について情報共有を図り、養護教諭が家庭訪問に出向くなど学校全体として役割分担を行い対応している学校がある。

一方、生徒指導上の諸問題を学級担任だけが抱え込み、情報共有されずに適切な対応が遅れるケースや、専門スタッフへの情報共有も不十分で連携した取組に繋がりにくいケースも散見される。

◆推進のための取組(各取組の先頭に①などの○囲み数字を付加)

チーム学校推進のために、以下の3つの視点を示す。

- ①教育相談コーディネーターが中心になり、児童生徒の生徒指導上の諸問題について、学校全体で情報共有を図るための場を定期的に設定する。
- ②SC・SSW・家庭児童相談員等の専門スタッフが可能な限り参加できる定期的な情報共有や対策に向けての会議等を開催する。
- ③いじめ・不登校対策委員会に、養護教諭が参画し情報共有を図り、児童生徒への対応に専門性が発揮できるようにする。
- ④学校の教育目標達成のために、予算運営・予算執行等に関して学校事務職員や学校支援センターの職員の専門性が発揮できるよう連携を図る。

3 学校における働き方改革の推進の取組(学校マネジメントの視点から)

◆推進のための取組(各取組の先頭に①などの○囲み数字を付加)

働き方改革の推進を図るため、以下の①～④は学校で、⑤⑥は市教育委員会として実施する。

- ①「学校評価の4点セット」の重点目標に、働き方改革の項目を設定し、達成指標・取組指標等を位置づけ組織的に取り組む。
- ②勤務実態改善計画に具体的な数値目標や共通した取組を設定し、具体性のある改善に取り組むとともに、定期的に実施する校内労働安全衛生委員会において勤務実態改善計画の見直しを図る。
- ③国東市学校労働安全衛生委員会を実施し、教職員の意見を反映しながら「超勤縮減に向けた取組提言」等の改善を図る。
- ④月80時間以上の時間外勤務者がいる場合は、年度途中でも分掌等の見直しを行い、職員間の時間外勤務の平準化を図る。
- ⑤6月に時間外勤務と持ち帰り仕事の時間についての調査を行い、経年比較することにより取組の成果を分析する。
- ⑥毎月実施する校長会において、学校ごとに勤務実態改善計画を発表し、他校の取組を参考に作る機会を作る。

4 校種間連携推進の取組

◆校種間連携における課題について

保幼小の連携については、職員間の連絡会において計画や打ち合わせを行い定期的に交流会を実施している。したがって、「生活の段差」「学びの段差」「指導の段差」は緩やかになっている。

小中の連携についても、各中学校区ごとに小中連携会議を実施し、共通した目標の設定や取組を実施し、体験入学等を実施することにより中1ギャップは発生していない。

公立幼稚園の在籍園児の減少に伴い、幼児保育施設から小学校へ入学する児童が増加している。幼児教育・保育施設ごとに方針や育てたい幼児の姿が異なるため、入学後の指導に難しさがある。

◆推進のための取組(各取組の先頭に①などの○囲み数字を付加)

(1) 保幼小連携の取組 ※①～③について、教育委員会が中心に取り組む

①国東市幼児教育振興プログラムを改訂し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼稚園・保育所・認定こども園で共有できるようにするとともに幼稚園教諭の研修会や研究会に幼児保育施設職員が参加できるようにする。

②年2回幼保小連携協議会を開催し、連携の好事例等を交流する場を設定する。

③5歳児相談会を保健部局と教育委員会が共催で開催し、就学前連絡会において、小学校に支援が必要な幼児に関する情報を提供する。

(2) 小中連携のための取組 ※①～③について、学校を中心に取り組む。

①各中学校区ごとに小中連携会議を定期的実施し、児童生徒の課題やめざす子どもの姿を共有して各学校の教育活動に反映していく。

②小学校6年生を対象にした中学校での体験入学の実施や、6年生同士の交流の場を設定する。

③支援が必要な児童について、実態や適切な支援方法について組織的に引継ぎを行う。

5 「地域とともにある学校」推進の取組

◆学校・家庭・地域の協働における課題について

全学校がコミュニティ・スクールに移行し、学校運営協議会の中で、学校・家庭・地域の連携した取組について協議され、計画的に取組が推進されている。また、学校運営協議会に協育コーディネーターが参画している学校が徐々に増えるなど学校教育と社会教育の連携が進んでいる。

しかし、学校評議員制度の時と同様に、委員から提案される取組の実施主体は全て学校であったり、家庭や地域は学校からの要請に対しては協力的であっても、あくまでも学校に協力する立場での参画であったり、家庭や地域の主体的な取組にはなりえていない状況もある。学校が担う役割がますます増加傾向にある中、今後は学校の教育目標の達成に向けて学校・家庭・地域が役割を明確にし、それぞれの役割を責任を持って果たすなど主体的・協働的な取組を進めていく必要がある。

◆推進のための取組(各取組の先頭に①などの○囲み数字を付加)

(1) コミュニティ・スクールの推進(または目標協働達成の推進)

学校・家庭・地域の協働を推進するため、以下の3つの視点を示す。

①児童生徒の課題を家庭・地域と共有するとともに、喫緊の課題については重点目標として位置づけ、三者が協働した取り組みを通して達成を目指すことについて共通理解を図る。

②目標達成に向けた取組について、学校・家庭・地域が責任を持って行動していくために、それぞれが主体的に取組内容を決定し、推進の戦略を練り、検証・改善していくための話し合いの場を設定する。

③学校運営協議会に協育コーディネーターの参画を図る。

(2) 「協育」ネットワークの活用

「協育」ネットワークの活用促進のため、以下の3つの視点を示す。

①各種取組に必要な地域の人材探しや依頼について、積極的に「協育」ネットワークの協育コーディネーターと連携・協力し、取組の質の向上を図るとともに教職員の負担軽減を図る。

②「学びの教室」「学び塾」、及び「放課後子ども教室」に積極的に参加するよう児童生徒に働きかける。

③「学びの教室」「学び塾」の指導者と学期に最低1回は情報共有の場を設定し、児童生徒一人一人について、情報交換を行う。